

就職困難者とは 身体障害者、知的障害者、精神障害者、刑法等の規定により保護観察に付された方、社会的事情により就職が著しく阻害されている方など。

就職に有利になる資格を取りませんか？



©ゆでたまご/泉佐野市

講座受講料を市が助成します!!

泉佐野市資格取得支援助成事業とは？

本事業は、働く意欲がありながら、就労を阻害する様々な要因があるため、就労が実現出来ていない就職困難者（パート等の非正規で、正規雇用に就きたいものの、様々な理由により正規雇用が実現出来ない者も含む）や就職氷河期世代に対し、就職に有利となる資格取得に係る受講料を助成することで、新たな就労の実現に寄与することを目的とした事業です。

※単なる個人のスキルアップのための資格取得や、個人的な転職等に係る資格取得を支援するものではありません。

[相談から講座受講までの流れ]

Step

1

相談



就職困難者等に該当するか否かの確認のため、年齢、これまでの職歴、障がいや持病の有無、就職活動状況の他、世帯構成、収入状況など、現在の生活状況を含め、幅広く聞き取りをさせて頂くと共に、併せて世帯の課税状況等を調査させて頂きます。就職困難者に該当する場合でも、世帯の課税状況等によっては、受講出来ない場合もございますので、ご了承ください。

Step

2

ケース会議

Step

3

交付の決定

Step

4

バウチャー券取得



バウチャー券の取得後、バウチャー券と引き換えに受講が可能となります。（本助成金の利用は1人1講座、1回限りです）
受講料については、市民税が非課税世帯あるいは就職氷河期世代の場合100%（上限額10万円）、課税世帯の場合50%（上限5万円）を市が助成します。
※受講料以外のテキスト代・検定料は自己負担となります。

Step

5

講座受講開始

Step

6

受講終了後 検定試験へ



※年度内に講座及び検定の受講が終了していない場合は、全額自己負担となります。
※受講決定者に対し、講座の進捗や就職活動の状況についてお伺いすることがあります。

相談窓口
お問合せ先は
こちらまで

泉佐野市まちの活性課

南部市民交流センター

北部市民交流センター

泉佐野市上町3丁目11-48 TEL.072-469-3131 FAX.072-463-1827

泉佐野市南中樫井476-2 TEL.072-466-6464 FAX.072-466-4744

泉佐野市下瓦屋222-1 TEL.072-464-5725 FAX.072-469-2284